

件名	国民健康保険法施行条例の一部を改正する条例
主管課	医療保険課
根拠法令等	全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令(令和6年政令第8号) 国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令(昭和34年政令第41号)
<p><b>【改正の概要】</b></p> <p>全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令により国民健康保険法の国庫負担金等の算定に関する政令の一部が改正されたこと等に伴い、経過措置がとられていた退職者医療制度が廃止されたことから、国民健康保険法施行条例に係る読み替え規定の削除を行う必要が生じたため、条例の一部を改正するものである。</p>	
施行日	公布日
<p><b>【その他参考事項】</b></p>	